

現状と課題		現状	課題
人口構造等 地域医療を取り巻く環境	市民ニーズ	第2次宍粟市総合計画策定時の市民アンケート結果では「医療」の項目については、住民ニーズの重要度は一番高いに関わらず満足度は低い状況。	法改正が続く中、これまで以上に本市の医療施策に関し様々な課題が想定されるため、将来を見据えた対策が求められる。
	人口構成と医療介護需要の見込み	65歳以上の高齢者人口は、平成32年に12,500人弱まで増加したあと減少に転じ、75歳以上の後期高齢者は、その10年後にあたる平成42年にピークを迎え、85歳以上の人口はその後しばらく増加する推計になっている。	①慢性期医療を必要とする高齢者や医療に加え介護サービスの提供が必要な高齢者が増加することへの対策が必要となる。 ②若い世代の人口減少により、医療介護従事者等の人材確保対策が必要となる。
	兵庫県保健医療計画による想定 病床機能分化・病床数減少・在宅医療の推進	病床機能【高度急性期・急性期・回復期・慢性期】分化が進み、病床数は減少する。在宅医療が推進される。	中・西播磨圏域の病床機能分化が進み、病床数減少に対する宍粟市への影響や増加が想定される在宅医療の状況を分析し、宍粟市における地域医療の確保について組織的・継続的に検討する体制が必要となる。
	中播磨（姫路市等）医療圏域への入院と通院	従前より救急救命センターや脳血管疾患等の専門病院等のある姫路市へ入院・通院する人が多く、今後も継続すると想定される。	
救急医療	脳血管疾患等の専門的な救急医療や3次救急医療は、市外の救命救急センター等の病院へ搬送されている。	県保健医療計画により計画的に推進されるため、宍粟市の1次救急医療体制の確保が必要となる。	
在宅医療	宍粟市の医療機関数 人口10万対医療機関数等	平成27年10月の人口10万人当たりの、一般診療所数は、国が79.6施設・県92.7施設・西播磨圏域75.7施設・宍粟市64.9施設で、宍粟市は少ない状況。【人口10万人当たりの医師の数は、128.0人で全国(244.9人)の半数に近い状況】	①地域包括ケアシステムの構築には、日常生活圏域での医療確保が必要であるため、市内の全ての地域で在宅医療を担う診療所（市立・民間）の確保が課題となる。特に北部の在宅医療を実施する診療所の確保が必要となる。 ②市内全域の医療を確保するために、市が設置する公立宍粟総合病院・市国保診療所・市立訪問看護ステーションを一体的に運営できるような組織体制の見直しの検討が必要となる。
	北部地域は特に医療機関が少ない	市内の一般診療所数を中学校校区別にみると、特に一宮北・千種地域は医療資源が少ない状況になっている	
	在宅療養者の急変への対応	医療依存度の高い高齢の在宅療養者の肺炎等の急変時の入院対応が今後増加することが想定される。（ほとんど在宅・時々入院）	在宅医療が推進される中、在宅療養中の高齢者等が肺炎等になったときに自宅から近い場所に入院できるしくみが必要となる。
	在宅医療と看取り	在宅での看取りが県平均より多い。医療機関が看取り支援に積極的に在宅での看取りの必須条件である訪問診療・往診は市内全域で受けることが可能。また訪問看護等の医療介護サービスの利用も市内全域で可能である。	医療資源の少ない中、将来にわたって訪問診療・往診実施医療機関を市内全域で確保し、訪問看護等の医療介護サービスが実施できる体制を維持、拡充していく必要がある。
公立宍粟総合病院	病床数と病院機能	市内の唯一の病院である公立宍粟総合病院の病床は、急性期機能病床と回復期機能病床である。	病床機能見直しが検討される中、宍粟市の地域包括ケアシステムの要の病院として病床数や病床機能を調整する必要がある。
	救急体制	当直体制として、月平均で200件近い時間外の来院患者に対応している。	医師不足により、夜間・休日における当直体制を確保するのが非常に難しい状態となっている。
	在宅医療との連携	地域連携室を開設して、在宅医療関係機関との調整や保健医療介護相談、介護サービス機関等との連携を実施している。	医療や介護制度が複雑化した中で、在宅医療を進めるために、公立宍粟総合病院と在宅医療とのさらなる連携の強化が必要となっている。
	病院の施設整備	昭和50年の開設以後42年を経過し、施設の老朽化が進んでおり、病院機能の維持のため、将来に向けて計画的な施設管理及び更新が必要となっている。	地域包括ケアシステムを構築するため、地域医療の拠点としてふさわしい施設整備の検討が必要となる。

## 宍粟市の地域医療充実に向けての今後の方向性

### 1、市民の生命と健康を守る病院等機能を充実させる

- ◆2025年に向けた病院機能の確保と充実【公立宍粟総合病院の位置づけ】  
宍粟市の地域包括ケアシステムを構築するためには、公立宍粟総合病院の入院機能が重要な位置づけとなることを前提として、地域医療の拠点としての公立宍粟総合病院の病院機能充実を図る。
- ◆過疎地域医療の維持確保【市立診療所の位置づけ】  
医療資源の少ない過疎地域の医療を守るため、医療空白地を回避し、将来にわたって住み慣れた地域で外来や在宅の医療が受けられるよう医療体制を整える。
- ◆救急医療体制の維持  
市内診療所による休日当番医制度の維持継続及び公立宍粟総合病院における救急医療提供体制の充実など緊急医療体制を維持継続に努める。

### 2、市民の在宅療養生活を支える仕組みづくりに取り組む

- ◆在宅医療の維持確保  
在宅医療を支える宍粟市医師会・歯科医師会と連携して、在宅医療需要に応じた対応ができるように取り組む。
- ◆医療と介護・福祉の連携強化  
在宅療養ができる体制を整えるため、医療・介護・福祉の連携の強化に取り組む。
- ◆在宅療養を支える入院医療体制の確保  
在宅で療養している人の入院治療が必要になったときに、公立宍粟総合病院や近隣市町の病院へ入院ができ、改善すれば在宅療養を再開できる体制を整える。
- ◆認知症対策の充実  
認知症の早期発見と早期対応を行うとともに、認知症になっても住み慣れた地域で必要な医療を受けて安心して暮らし続けられるように取り組む。
- ◆看取りの支援  
住み慣れた暮らしの場における看取りなど、本人や家族が希望する形での看取りが行えるよう環境整備に努める。

### 3、人材育成・市民への啓発

- ◆地域医療を支える人材の確保・育成  
公立宍粟総合病院や在宅医療を担う人材の確保と育成に努める。
- ◆地域医療を守り育てるための市民の役割の啓発  
医療をめぐる環境の大きな変化の中、地域医療を守り育てる市民の役割について関心が広がるように取り組む。

## 地域医療推進のための体制

- ◆宍粟市地域包括ケア推進本部を推進主体として、宍粟市医師会・歯科医師会等と連携し、宍粟市の地域医療を推進するための取り組みを組織的・継続的に行う。



※宍粟市の人口将来推計

		2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年 (H32年)	2025年 (H37年)	2030年 (H42年)	2035年 (H47年)	2040年 (H52年)
総数 (年齢不詳を除く。)		40,938 (40,937)	37,773 (37,760)	36,313	34,055	31,838	29,634	27,405
内訳	0～14歳	5,726	4,829	4,389	3,896	3,492	3,211	2,990
	15～64歳	23,842	20,813	19,502	17,900	16,606	15,414	13,779
	65歳～74歳	4,957	5,753	6,075	5,283	4,462	3,881	4,030
	75歳以上	6,412	6,365	6,346	6,976	7,279	7,128	6,606
	年齢不詳	1	13	—	—	—	—	—
	再掲	65歳以上	11,369	12,118	12,421	12,259	11,741	11,009
	75歳以上	6,412	6,365	6,346	6,976	7,279	7,128	6,606
	85歳以上	1,810	2,166	2,450	2,389	2,420	2,879	2,973

※宍粟市人口ビジョンより抜粋 四捨五入により合計が合わないことがある

※宍粟市の一般診療所・歯科診療所・薬局の平成27年10月の人口10万人対比較

	一般診療所		歯科診療所		薬局	
	総数	(人口10万対)	総数	(人口10万対)	総数	(人口10万対)
山崎町	17	(71.1)	10	(41.8)	13	(54.4)
(山崎西)	8	(82.6)	8	(82.6)	9	(92.9)
(山崎南)	6	(106.3)	2	(35.4)	4	(70.9)
(山崎東)	3	(35.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
一宮町	4	(47.5)	2	(23.7)	4	(47.5)
(一宮南)	3	(58.9)	2	(39.3)	2	(39.3)
(一宮北)	1	(30.0)	0	(0.0)	2	(60.0)
波賀町	2	(53.4)	1	(26.7)	1	(26.7)
千種町	1	(33.6)	1	(33.6)	1	(33.6)

※宍粟市の中学校区・旧町単位の人口10万対については、平成29年3月末住基人口による

社会保障制度の維持を  
目的として医療の制度変  
革が進められています。

今後さらに、在宅療養  
や医療と介護の連携が  
推進されます。

入院するときは、病状に  
合わせた病床機能を持  
つ病院へ入院します。

※平29年3月末 宍粟市の病院・診療所・歯科診療所数・薬局数

	病院		一般診療所		歯科診療所		薬局	
	総数	(人口10万対)	総数	(人口10万対)	総数	(人口10万対)	総数	(人口10万対)
全国	8,493	(6.7)	100,748	(79.6)	68,807	(54.4)	58,678	(46.2)
兵庫県	354	(6.4)	5,131	(92.7)	3,009	(54.4)	2,591	(47.1)
西播磨圏域	24	(9.1)	199	(75.7)	103	(39.2)	122	(47.7)
宍粟市	1	(2.6)	25	(64.9)	15	(38.9)	19	(48.7)

※全国・兵庫県・西播磨圏域は「兵庫県地域医療構想 医療施設数」から転記

※宍粟市は、市が調査した平成27年10月の常設医療施設数と2015推計人口から算出

※平成27年度兵庫県医療施設調査では市内の一般診療所は33箇所

(うち8箇所は福祉施設等併設で常設ではないため常設の25箇所です)

※国は、2016衛生行政報告例による

※県・西播磨は、県保健医療計画から転記

※宍粟市の薬局数は保健福祉課調査

人口10万対は平成29年3月末人口から算出



# 宍粟市における地域医療推進のための基本方針

## ～地域医療のめざす姿・地域包括ケアシステムの構築に向けて～

### 策定の趣旨

宍粟市では、第2次宍粟市総合計画の「基本施策21 医療体制の充実」に示すとおり地域医療体制の充実を促進するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進するため、兵庫県保健医療計画（地域医療構想含む）で示された内容を前提としながら、宍粟市における地域医療の課題と取り組むべき方向性について協議を行い「宍粟市における地域医療推進のための基本方針」を策定し、地域医療の推進に取り組めます。

### 地域包括ケアシステムと医療

住み慣れた地域で安心して住み続けることができるためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援等のサービスが継続的、一体的に提供され、日常生活圏域を基本に関係機関、地域住民などの協働により地域全体で支える仕組み（地域包括ケアシステム）を2025年を目途に構築することが必要です。このため、地域包括ケアシステムの重要な柱となる医療においては、入院、退院支援、療養支援、急変時の対応、看取り等が包括的かつ継続的に行われる医療提供体制の構築をめざします。

### 兵庫県保健医療計画による広域での対応

地域医療については、医療法に基づき、都道府県ごとに医療計画が策定されています。兵庫県では、県保健医療計画において、1次、2次、3次の保健医療圏域を設定しており、本市は、2次保健医療圏域において播磨姫路圏域に位置づけられています。また、県保健医療計画では、救命救急や高度専門医療を提供する専門医療機関は、兵庫県全域を3次保健医療圏域として市町や2次保健医療圏域の枠を越えた体制により整備されています。それらの病院は、宍粟市近辺では、姫路市に集中しており、宍粟市からも多くの市民が利用しています。

### ※兵庫県保健医療計画（保健医療圏域）

保健医療圏域の種類	一般的な圏域
1次 保健医療圏域	住民が医師等に最初に接し、診療や保健指導を受ける圏域。日常生活に密着した保健医療サービスが提供され、完結することが目指される
2次 保健医療圏域	多くの場合、複数の市町村を束ねた範囲。宍粟市は兵庫県保健医療計画の播磨姫路医療圏域(準圏域は西播磨)に該当
3次 保健医療圏域	専門かつ特殊な保健医療サービスを提供する地域単位。もっとも広域的な対応が必要とされる

### ※病床機能説明

病床機能名称	説明	入院期間の目安
高度急性期機能	急性期の患者に対して、状態の早期安定化に向けて、診療密度が高い医療を提供する機能	数日から数週間
急性期機能	急性期の患者に対して、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能	2週間程度
回復期機能	急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能	60日程度
慢性期機能	長期にわたり、療養が必要な患者を入院させる機能	長期間

### 病床機能

病院における病床の機能区分は、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4種類に区分され、それぞれに入院目的、入院期間の目安、医師や看護師等の専門職の配置数が定められています。平成28年10月に県保健医療計画の一部として策定された県地域医療構想において、2次保健医療圏域ごとの2025年の見込み量が示されたことで、今後ますます、病院の病床機能の分化が進んでいきます。

### 公立宍粟総合病院と地域包括ケアシステム

公立宍粟総合病院は、宍粟市内の唯一の病院として、急性期機能病床と回復期機能病床を設置しており、急性期治療及び回復期治療に合わせて、専門医療機関への紹介と逆紹介、リハビリテーションや在宅復帰等に向けた調整等を行う等、本市の地域包括ケアシステムの要の役割を担う病院です。



### ☆宍粟市における地域医療推進のための基本方針策定において意見を伺った団体等☆

一般社団法人宍粟市医師会・宍粟市歯科医師会・宍粟市医療と介護連携会議

宍粟市地域包括支援センター運営協議会(兼宍粟市地域ケア推進会議)

宍粟市地域福祉計画推進会議・宍粟市議会など